

新開明野元町町内会 個人情報取扱要綱

第1条(目的)

新開明野元町町内会(以下、「当会」と呼称する)は、新開明野元町町内会 個人情報取扱要綱により保有する個人情報の取り扱いに関する事項を定め、会員の権利及び利益を保護し、当会の円滑な事業運営に資する。

第2条(責務)

当会は、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、町内会活動において個人情報の保護に努めなければならない。

第3条(周知)

当会は、個人情報の取り扱いに関する事項等について、回覧等により会員に周知する。

第4条(個人情報の取得)

当会が保有する個人情報は、氏名(家族及び同居人を含む)、生年月日、性別、現住所、電話番号、介護及び災害時の要支援状況、緊急連絡先及びその他町内会活動において必要とされるものを指す。また、これらの情報は原則、会員の同意を得た範囲に限る。

2 当会の個人情報の取得は、町内会加入世帯カード、町内会行事等の参加申込書等で行う。

第5条(個人情報の訂正等)

当会は、会員から第4条に基づき提供された内容について、開示や訂正等の申出があった場合は、個人情報を確認し、適切に対応する。

第6条(個人情報の利用)

当会が保有している個人情報は、会員名簿(行事等の参加者名簿を含む)及び地図の作成、会費の請求、文書の回覧、介護及び災害時要支援者への支援及び総会で議決された事業等に利用する。

2 第6条第1項の利用目的以外に個人情報を利用する場合は、予め本人の同意を得なければならない。

第7条(個人情報の管理)

当会が保有している個人情報は、会長又は会長が指定する役員が適正に保管及び管理する。

2 当会が配布する会員名簿は、会員が紛失又は漏洩を防止する為、不要になった会員名簿は破棄し、適正に管理する。但し、会員に配布する会員名簿の変更は、訂正及び削除等の連絡をする事でこれに替える。

3 当会が保有する不要となった個人情報は、会長立ち会いのもとで、適正かつ迅速に廃棄する。

第 8 条(個人情報の外部への提供)

当会が保有する個人情報は、次に示す場合を除き、予め本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1)法令に基づく場合

(2)個人の生命、身体又は財産を保護する為、緊急かつ止むを得ない場合

(3)公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する事に対して協力する必要がある場合

第 9 条(苫小牧市から提供される個人情報の取り扱い)

苫小牧市から当会に提供される「高齢者支援事業に係る名簿」及び「避難行動要支援者名簿」の取り扱いについては、「個人情報提供依頼書」及び「避難行動要支援者支援活動に係る個人情報の取扱いに関する協定書」の内容を遵守する。

附 則

当規約は、平成 29 年 8 月 1 日より施行する。